

日本学術振興会特別研究員に係るQ&A

【申請手続き・申請資格等について】

Q-1 DC、PD、RPDそれぞれに申請するにあたって年齢要件はありますか？

A-1 ありません。ただし、採用時において募集要項で定める申請資格を満たしている必要があります。

特にPDへの申請において、我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、採用開始前年度の3月31日までに所定の単位を修得のうえ退学(以下「満期退学」という。)し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者に該当する場合、採用時において満期退学後3年未満の者(申請時においては見込みでも良い。)について申請資格を有していることとなりますのでご注意ください。

Q-2 現在大阪大学の大学院に在学していますが、平成27年4月1日から他大学の大学院博士後期課程に入学を希望しています。この場合、どこで申請手続きを行えばよいですか？

A-2 現在在学する大学院の部局担当係で手続きを行ってください。

なお、各部局の問合わせ先については、本学HPに掲載しています。

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/special/oubo>

また、その場合、入学を希望する大学院の担当係に連絡の上、申請書類の写しを提出しておいてください。

Q-3 海外の大学院修士課程の学生が、平成27年4月1日に大阪大学博士課程に入学予定で、特別研究員-DC1の応募を希望しています。申請はどこで行えばよいですか？

A-3 通常、DC1の申請は「現在在学する大学院又は出身の大学院を通じて行うこと」となっていますが、海外には取りまとめ機関がないので、受入予定の機関(大阪大学)から申請してください。

Q-4 特別研究員-PDと海外特別研究員は併願できますか？

A-4 併願できます。また、特別研究員-PDと特別研究員-RPDとの併願も可能です。それぞれ申請受付期間が異なりますので注意してください。

Q-5 現在休学中なのですが、申請するまでに復学しなければなりませんか。

A-5 申請時に復学する必要はありません。「申請資格」は採用年度の4月1日現在に満たす要件になっています。採用時点で復学し、要件を満たす予定であれば休学中でも応募できます。

Q-6 応募する採用区分がよくわかりません。

①現在、博士後期課程の1年次に在学していますが、平成27年4月に別の大学院博士後期課程1年次に入学し直す予定です。

②平成27年4月に博士後期課程に標準修業年限を超えて在学する予定です。これらの場合、いずれの採用区分で応募したらよいでしょうか。

A-6 「申請資格」は採用年度の4月1日現在に満たす要件となっています。採用時点の身分を基準に申請資格要件を確認してください。

①平成27年4月に別の大学の博士後期課程1年次に入学し直す場合には、採用区分は「DC1」で応募してください。

②平成27年4月に博士後期課程に標準修業年限を超えて在学する場合には、採用区分は「PD」で応募してください。

この場合、採用時点で学位未取得であれば、採用は「DC2」となり（DC採用経験者は採用されません。）、採用期間は2年間です。採用期間中に博士課程を修了すれば、「PD」に資格変更し、採用期間が1年間延長されます。

採用時点で学位取得済みであれば、申請とおり「PD」での採用となります。

Q-7 特別研究員-DCに採用され、採用期間中に博士の学位を取得したので「資格変更」を行い、現在、「PD」です。この場合、新たに「PD」へ申請することはできますか？

A-7 申請できます。（「再申請」といいます。）

DCに採用内定した者が、採用時点で学位を取得したため資格変更を行い、PDになった場合も同様に再申請できます。

一方、PDに採用内定した者が、採用時点で学位未取得のため「DC2」に採用された場合は、PDへの再申請はできません。

Q-8 以前、採用内定したことがありますが、△△の理由で「採用内定辞退」を行いました。特別研究員への応募はもうできないのでしょうか。

A-8 申請資格を満たせば、再度申請することができます。

Q-9 特別研究員に留学生は応募できますか？

A-9 募集要項の「申請資格」に記載されているように、DCは留学生も応募できますが、PDは「日本国籍を持つ者、又は我が国に永住を許可されている外国人」でなければ応募できません。

なお、日本政府（文部科学省）奨学金、(独)日本学生支援機構の学習奨励費、母国の奨学金等を受給している留学生が採用となった場合は、当該奨学金等を辞退しなければなりませんので注意してください。

Q-10 選考結果はどのように通知されますか。

Q-10 選考結果は、電子申請システムでのみ開示されます。申請時だけでなく、選考結果の確認や面接選考の出欠回答等の際にも電子申請システムのID・パスワードが必要となりますので、管理については十分に注意するようにしてください。

【電子申請システム・申請書情報】

Q-11 申請は電子申請システムを通じて行うとのことですが、ID・パスワードの発行はどこに依頼すればいいですか？

A-11 申請手続を行う部局の担当係に発行を依頼してください。

なお、申請手続を行う部局とは、原則として採用後の受入部局（採用後の受入研究者が本務として所属する部局等）であり、DC1申請者で「採用後の受入研究者」が未定の場合は現在在学する大学院で手続してください。

Q-12 以前に応募したことがあるので、電子申請システムのID・パスワードを既に取得していますが、それを引き続き使用することは可能ですか？

A-12 昨年度までにID・パスワードの発行を受けている申請者についても改めて申請者情報を電子申請システムに新規登録し、

申請手続を行う部局担当係から改めてID・パスワードを発行してもらってください。

Q-13 電子申請システムには「戸籍名」で申請者の氏名を登録する必要がありますか？

A-13 「戸籍名」で登録してください。

なお、「登録名」は申請書作成時に申請者が登録します。

※ 「登録名」…通常特別研究員として日本学術振興会で取り扱う際に使用する氏名
のことで、旧姓や通称名を使用することも可能です。

Q-14 電子申請システムで、「申請書情報」を提出（「申請書確認完了確認」画面で
「OK」をクリック）しましたが、修正が必要です。どうすればよいですか？

A-14 部局担当係に連絡し、「却下」処理を行ってもらってください。部局担当係
で「却下」処理を行うことにより、「処理状況確認・申請書作成再開」から修正を行
うことができます。

なお、この場合、修正ではなく新規に「申請書情報」を入力してしまうと「受付番
号」が複数登録されてしまいますので、必ず「処理状況確認・申請書作成再開」から
修正を行ってください。

※ 誤って複数登録してしまった場合は、必ず不要なデータを申請者本人が「削除」
してください。

Q-15 電子申請システムで、「申請書情報確認」画面で「完了」をクリックした後、
日本学術振興会から自動送信された「連絡先確認用メール」の受信確認ダイアログが
表示されましたが、メール受信を確認できません。どうすればよいですか？

A-15 メールを受信が確認できない場合、受信確認ダイアログの「受信を確認でき
ないため入力情報を確認」をクリックし、「申請書情報入力」画面へ戻り、希望連絡
先のE-mail アドレスに誤りがないか確認してください。

Q-16 「申請書情報」を修正するよう部局担当係から連絡がありましたが、紙（申
請書の1～2ページ）のみを修正すればよいですか？

A-16 必ず電子申請システムを通じて「申請書情報」の修正を行った上で、「申請
書情報」を再度印刷して提出してください。電子申請システムで修正を行うと「申請
書情報」の「版数」が更新されますが、送信したデータの「版数」と紙で提出する申
請書の「版数」を一致させる必要がありますので、ご注意ください。

【申請内容ファイル（Word ファイル）について】

Q-17 申請内容ファイルの「研究目的・内容」を記載する欄が不足しているので、枠を拡大してもいいですか？

A-17 様式の加工、変更はできません。指定されたもの以外の項目を付け加えることや、記入しない項目の省略、枠の拡大、縮小等の変更もできません。

※ 指定されたもの以外の書類の添付や様式の改変は、審査に不利益を生じることがあるので、十分注意してください。

Q-18 日本学術振興会への申請書類提出後に、論文の採録が決定しました。研究業績欄を修正することはできますか？

A-18 日本学術振興会への申請書類提出後に、申請書類を修正することは一切できません。

【評価書】

Q-19 PDの評価書は、2名のうち1名は「採用後の受入研究者」となっていますが、まだ、評価してもらうには不適切だと思います。どうすればよいのでしょうか？

A-19 現在の研究指導者等に助言してもらう、又は、評価してほしい内容の資料を渡すなど、採用後の受入研究者との関係で良いと思われる方法をお勧めします。

【採用後について】

Q-20 留学は認められていないということですが、海外の大学等で研究することはできますか？

A-20 研究課題の遂行に必要な場合は、一時的に外国の研究機関で研究を行うことができます。通算渡航期間の上限は、SPDは採用期間の2/3、PD・RPD・DCは採用期間の1/2です。

DCについては、所属研究科が大学院設置基準第13条による「研究指導の委託」を承認した場合、通算渡航期間から除外されます。

Q-21 特別研究員として採用された場合には、(独)日本学生支援機構等奨学金等を「辞退」しなければなりません、「返還免除」の対象になりますか？

A-21 3月31日までに当該奨学金等を辞退すれば当該年度の「返還免除」対象者になります。(返還免除の申請対象者は、当該年度に奨学金辞退を行った者を対象者とするため、4月以降に辞退を行った場合は、次年度の返還免除対象者となります。)

内定通知があった場合は、採用手続を提出期限までに行わなければならないので、奨学金等の辞退手続も速やかに行ってください。

Q-22 採用期間中に研究課題又は研究計画を変更することは可能ですか？

A-22 申請書記載の研究課題、研究計画から変更することはできません。

【その他】

Q-23 大阪大学の記入例などはありますか？

A-23 大阪大学ホームページ学内専用ページに、記入例やチェックポイント等を掲載しています。

<掲載場所>

大阪大学ホームページトップ画面→「研究」→「特別研究員関係」→「特別研究員の応募について」→「■応募書類の作成にあたって『申請書の記入例およびチェックポイント(学内専用)』」

<http://www.osaka-u.ac.jp/ja/research/special/oubo>

※ 学内専用ページ「マイハンダイ」にログインする必要があります。ログインには大阪大学個人IDが必要です。

Q-24 日本学術振興会に連絡・問い合わせ等を行う際に、注意することはありますか？

A-24 日本学術振興会に連絡・問い合わせ等を行う際には、特別研究員に採用された年度、採用区分、受付番号、申請書類等、採用後は「遵守事項および諸手続の手引」も併せて、手元に準備してから連絡・問い合わせ等を行うようにしてください。

なお、申請に関する問い合わせは、所属部局担当係または研究推進課学術研究推進係へお問い合わせ願います。

日本学術振興会特別研究員ホームページにもQ&Aが掲載されています。

【日本学術振興会】

特別研究員-P D・D C http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_qa.html

特別研究員-R P D http://www.jsps.go.jp/j-pd/rpd_qa.html

また、採用後についての情報については、日本学術振興会特別研究員ホームページの「遵守事項および諸手続の手引」を参照してください。

http://www.jsps.go.jp/j-pd/pd_tebiki.html

その他、ご質問等ありましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

研究推進部研究推進課学術研究推進係

E-mail : kensui-kensui-gakuziyutu@office.osaka-u.ac.jp

TEL : 06-6879-7033 (内線 : 吹田 7033 又は 9540)

※ メールでの問い合わせの際には、メールタイトルの冒頭に「特別研究員：～」と記入してください。